

平成29年度 安全報告書

<期間：2017年8月1日～平成30年7月31日>



M a r i n e
Sightseeing Bus

株式会社 マリン観光バス

弊社は「最高のおもてなしは安全運行」をモットーに、お客様へ安全と安心、そして質の高いサービスを提供できますよう日々研鑽重ねております。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 安全の確保が最優先である。貸切バス事業者として責任と絶対的な使命をもって全従業員が一丸となり最善を尽くす。
- (2) 輸送の安全にかかわる法令、規定、規制等を厳守し忠実に職務にあたる。
- (3) 安全管理体制を維持するため、全てに確認を徹底する。
- (4) お客様にも安全に関する法令等の理解と協力を得るため啓蒙に努める。
- (5) 輸送の安全にかかわる情報は積極的に社内外に公表する。

以上の方針に基づき、お客様に安心してご指名をいただける貸切バス会社として「安全運行」に向け不断の努力を重ねてまいります。

2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

平成29年度目標及び結果

- | | | | |
|-----------------------------|--------|--------|-----|
| (1) 重大事故 | 目標 0 件 | 結果 0 件 | 達成 |
| (2) 車内事故 | 目標 0 件 | 結果 0 件 | 達成 |
| (3) 有責事故 | 目標 0 件 | 結果 2 件 | 未達成 |
| (4) 物損事故 | 目標 2 件 | 結果 3 件 | 未達成 |
| (5) アルコールチェック社内規定 (0.00 以外) | 目標 0 件 | 結果 0 件 | 達成 |

有責・自損事故については全て乗務員の注意力低下によるものであった。

集中力の維持と危険予測について重点的に訓練を行う。

NASVA 以外の第三者機関による適性診断を受診させそれに基づいた指導を強化する。

3. 安全運行のために講じた措置及び活用

(1) ハード面

① 新型小型バスおよび大型貸切バス 2 台 (A S V 車) の新車導入

新車 3 台を加えて総台数が 18 台となった。その内、平成 23 年以降の 5 年以内の車両が 13 台となり、全体的に新型車両をお客様にご提供できている。

② 点呼健康システム導入

両備バスグループ会社である株式会社リオスの点呼健康システムを導入。

乗務前点呼時の血圧・体調および投薬状況等を記録しデータ化する。

乗務員の健康意識の向上に役立てる。

③パルスオキシメーター導入

簡易型パルスオキシメーターの導入により定期的に乗務員のストレス度・脈拍・血管年齢等のチェックを行い乗務員自身が自分の心身状態を把握し、健康への関心を高めるよう努める。

④全車両ドライブレコーダー装着

全車両にデジタルタコグラフ/ドライブレコーダーを装着。
GPS付でリアルタイムに近い動態管理が可能となった。

⑤モバイルアイ導入

特定ASVに認定されている後付けASVモバイルアイを非ASV車両に導入した。

(2) ソフト面

- ①株式会社リオスの点呼健康システムにより、点呼問診内容と運行承認者を記録して安全運行に活用する。また、各個人の日々の血圧などをデータ化し各個人の健康管理に役立てる。
- ②簡易型オキシパルステーターからのデータを個人別にデータ保存し、各個人が自身の心身状態を見える化することにより健康促進へとつなげる。
- ③デジタルタコグラフのデータをもとにし、労務管理ソフトを利用した拘束時間管理を行う。これにより運転者の過労状態を防ぎ、安全運行につなげる。

4. 安全運行に関する教育・研修の計画

マリン観光バス運転士として選任された者は、年間乗務員教育計画に基づき教育研修を進めている。【別表-2】

新たに雇い入れた運転者（初任運転者）等への指導においては、平成28年11月17日付け、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の一部改正に伴い、該当する者には次のとおり実施する。

- ① 20時間以上の実技訓練の義務付け 実技訓練以外の指導（座学）時間の延長（6時間→10時間）等を行う。
- ② 運転者に直近1年間に乗務していなかった車種区分（大型・中型等）の貸切バスを運転させる場合に、初任運転者等と同様の実技訓練を義務付け。
- ③ 一般的な指導・監督の内容として、安全性の向上を図るための装置（ASV装置）を備える貸切バスの適切な運転方法等を追加した。
- ④ ドライブレコーダーの装着及びこれによる映像の記録や当該記録を活用した指導・監督を義務付け。

5. 事故・事件発生の緊急連絡体制

- (1) 重大事故及び重大事件発生の場合は、【別紙-3】に基づき緊急態勢に入る。

- (2) (1)に該当しない事故についても、ケガ人の救助及び2次被害の回避が終了したのちに速やかに福岡(本社)営業所に連絡を入れ、運行管理者の指示に従うようルール化している。
- (3) 事故が発生した場合、運転士のパニック状態に陥ってはケガ人の救助や2次被害の処置にも影響するため安全運行に関する教育・研修の中でも指導を行っている。
- (4) 事故の定義(重大事故等)の一覧表【別紙-4】を点呼室に掲示し、このような事故を起こさないように運行管理者が注意喚起を行っている。

6. 書類関係の保存期間

- (1) 【別紙-5】の表に基づき、1年間、3年間、保存を行っている。
- (2) 保存期間終了の書類については、個人情報等が多く含まれるため、古賀市のゴミ焼却場に直接持ち込み、処分書類が全て焼却炉に入るまで見届けている。今後の処分も同様の対応を行う。

<別紙資料>

- 別紙-1 プロ&セイフティドライバー宣言
- 別紙-2 平成29年度年間乗務員教育計画
- 別紙-3 マリン観光バス 重大事故・事件発生時の緊急連絡
- 別紙-4 事故の定義(重大事故:速報)
- 別紙-5 書類の保存期間

以上